

答 申

諮問第 4 4 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、「和歌山県都市政策課長が、既存建築物の過半に満たない修繕・模様替（リフォーム）について工事を中止させた前例」の公文書を保有していないとして非開示としたことは妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、平成 17 年 8 月 18 日付けで「和歌山県都市政策課長が、既存建築物の過半に満たない修繕・模様替（リフォーム）について工事を中止させた前例」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1 の開示請求に対して、「和歌山県都市政策課長が、既存建築物の過半に満たない修繕・模様替（リフォーム）について工事を中止させた前例はないため、開示請求に係る公文書を保有していない」ことを理由として非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い平成 17 年 9 月 2 日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 17 年 9 月 9 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、「実施機関が保有する公文書の開示を求める」というものである。
- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における意見及び説明の陳述を行わなかった。

(1) 和歌山県東牟婁郡 において、和歌山県都市政策課長が、既存建築物の過半に満たない修繕・模様替（リフォーム）について工事を中止させており、故意に非開示とすることは条例違反となる。

(2) 実施機関は、和歌山県東牟婁郡 における工事が「過半に満たない修繕・模様替（リフォーム）」であるかどうか判断できないとしているが、提出している平成17年7月28日付け内容証明郵便催告書、平成17年8月5日付け都政第299号回答からも分かるように、異議申立人の依頼業者によりそもそも建築基準法第6条第1項の規定により申請する必要も義務もない過半に満たない修繕・模様替（リフォーム）である工事の図面の提出と説明が十分になされているにもかかわらず、工事中止命令がなされている。このことから「過去において工事を中止させた前例はない。」は虚偽であり、条例違反である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書及び異議申立てに対する非開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

- 1 既存建築物の過半に満たない修繕や模様替は、建築基準法第6条第1項の規定により、建築確認申請が不要であり、このことから過去において既存建築物の過半に満たない修繕や模様替の工事を中止させた前例はなく、開示請求に係る公文書を保有していない。
- 2 既存建築物の過半の修繕又は模様替となる疑いのある工事については、工事現場の確認を行うとともに、建築主や工事施工業者

等の関係者に対して口頭により工事に係る設計図面等の提示及び工事の計画についての説明を求め、その結果、過半に満たない修繕又は模様替の工事であると認められる場合は工事を続行させる。一方、口頭による工事計画の説明等の要請に応じない場合等は、建築基準法第12条第5項（平成17年6月1日の改正前は第3項。以下同じ。）の規定に基づく報告を求め、当該報告がなされるまで必要に応じて行政指導により工事を一時中止させ、提出された報告の内容等により同法に基づく所要の措置を講ずるものであり、既存建築物の過半の修繕又は模様替となる疑いのある工事について、過半に満たない修繕又は模様替と確定した上で、中止させた前例はなく、開示請求に係る公文書を保有していない。

- 3 和歌山県東牟婁郡 における工事（以下「本件建築工事」という。）については、既存建築物の増築が認められた。増築部分の用途や既存部分の工事計画の内容によっては、建築確認申請を必要とするため、増築部分の用途を含めて当該工事の計画等について、建築基準法第12条第5項の規定に基づき「工事の計画若しくは施工の状況に関する報告」を求めている。当該報告がなされるまでの間、行政指導により工事の一時中止を指導しているのものであって、既存建築物の修繕や模様替を理由に工事の中止を指導しているものではない。

さらに、本件建築工事については、未だに上記報告がなされていないため、当該工事が「過半に満たない修繕・模様替（リフォーム）」であるかどうかを含めて、建築基準法第6条第1項の建築確認申請を要する工事か否かの判断ができない状況である。

- 4 異議申立人から提出されている平成17年7月28日付け内容証明郵便催告書に記載の建築工事図面（以下「建築工事図面」という。）については、当該図面では、パーゴラテラスと記載されている部分の具体的な用途が不明であり、また増築や修繕、模様替の工事前の状況及び工事の計画も分からないことから、当該図面だけでは本件建築工事が建築基準法第6条第1項の建築確認申請を要する工事であるか否かの判断ができない。

- 5 このため、開示請求に係る公文書を保有していないとして条例第11条第2項の規定に基づき非開示決定を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 開示請求対象公文書の特定について

本件では、「既存の建築物の過半に満たない修繕、模様替（リフォーム）について工事を中止させた前例」に係る公文書を実施機関が保有しているか否かについて実施機関と異議申立人の間で見解の相違があるため、本件処分に対して異議申立てがなされたものである。

したがって、当審査会は、実施機関が開示請求対象公文書を保有していないとしたことが適正であったか否かについて審査する。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項では、建築主は、同条同項第1号から第3号までに掲げる建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合等においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない旨規定されている。また、同法第2条第14号及び第15号において、大規模の修繕とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕、大規模の模様替とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替をいうと規定されている。

したがって、既存建築物の過半に満たない修繕や模様替については、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請書を提出する必要がないものであるから、このような修繕や模様替の工事を中止させたことに関する公文書を保有していないという実施機関の主張は是認できる。

- (2) また、既存建築物の過半の修繕又は模様替となる疑いのある工事については、工事現場の確認を行うとともに、建築主や工事施工業者等の関係者に対して口頭により工事に係る設計図面等の提示及び工事の計画についての説明を求め、その結果、過半に満たない修繕又は模様替の工事であると認められる場合は工事を続行させる。一方、口頭による工事計画の説明等の要請に応じない場合等は、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告を求め、当該報告がなされるまで必要に応じて行政指導により工事を一時中止させ、提出された報告の内容等により同法に基づく所要の措置を講ずるという実施機関の対応は、法令違反の疑いのある行為への対応としては、通常執られている対応であると認められる。

上記のような場合、口頭による要請の段階で問題が解決すれば、工事を中止させる必要はなく、また、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告を求めた場合であっても、建築基準法違反でないことが分かれば、同法に基づき工事を中止させることはできない。したがって、既存建築物の過半に満たない修繕又は模様替の工事を中止させたことに関する公文書を保有していないという実施機関の主張は是認できる。

- (3) 異議申立人は、「本件建築工事は、既存建築物の過半に満たない修繕、模様替であり、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請書の提出が不要である。このことに関して実施機関に建築工事図面を提出し、説明を十分に行っているにもかかわらず、実施機関は工事を中止させている。したがって、本件建築工事が、「和歌山県都市政策課長が、既存建築物の過半に満たない修繕、模様替（リフォーム）について工事を中止させている前例」に該当する。」と主張している。

一方、実施機関は、「本件建築工事については、既存建築物の増築が認められたため、増築部分の用途を含めて当該工事について、建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告

を求めており、当該報告がなされるまでの間、行政指導により工事の一時中止を指導しているのであって、既存建築物の修繕や模様替を理由に工事の中止を指導しているものではない。また、提出のあった建築工事図面では、本件建築工事が、既存建築物の過半に満たない修繕、模様替であり、建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請書の提出を要しないものであるか否かの判断ができない。」と主張している。

そこで、当審査会において、実施機関が本件建築工事を中止させた経過を公文書で確認したところ、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく行政指導を行っている敷地内において、建築工事図面にパーゴラテラスと記載されれている部分に柱を建て屋根を葺く工事が行われていることが認められたため、実施機関は、本件建築工事が建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認の申請書の提出を必要とするものか否かを判断する目的で同法第12条第5項の規定に基づく報告を求めるとともに行政指導として工事の一時中止を求めていることが認められた。

また、建築工事図面を当審査会において確認したところ、当該図面の提出のみでは、建築基準法第12条第5項の規定に基づき報告を求められている全ての事項についての報告がなされているとは認められず、また当該図面がいつ時点の建築物の図面なのか（既存建築物について増築、修繕、模様替を行う前の建築物の図面なのか、提出時点における建築物の図面なのか）が不明であり、さらにハッチ部増築面積が計画として記載されているものの他の箇所について増築、修繕、模様替を行う計画なのか、既存建築物をそのまま使用する計画なのかについての記載も認められなかった。

したがって、本件建築工事については、異議申立人が主張するように和歌山県都市政策課長が、既存建築物の過半に満たない修繕、模様替であることを認めて工事を中止させたものでないことは明かである。

(4) 上記(1)、(2)及び(3)から判断すると開示請求に係る公文書を保有していないとの実施機関の主張は、是認できる。

2 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成17年9月14日	諮問（実施機関）
平成17年9月29日	実施機関からの理由説明書を受理
平成17年10月11日	異議申立人からの意見書を受理
平成17年11月2日	審議
平成17年11月15日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成17年12月2日	審議
平成17年12月27日	審議
平成18年1月20日	審議